

# 福岡県公報

令和五年二月十七日  
第三百七十四号  
増刊  
①

## 目次

告示 (第九十五号)

○福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示 (総務事務厚生課) …………… 1

## 告示

福岡県告示第九十五号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱(昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の四第一項」に改め

、「職員」の下に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同項

第三号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項の

規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二条第一項第二号に掲げる者に該当する者で、県から配属予定先地域の伝達を

受けたもの

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第二号及び第三号の改

正規定並びに次項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 福岡県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年福岡県条

例第四十号)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この告示

による改正後の福岡県職員住宅貸付要綱第二条第二項第二号に規定する定年前再任用

短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)